

令和2年4月8日

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針の改定について

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 原田英之

4月7日の国の緊急事態宣言を受け、4月8日に第6回本部員会議を開催し、5月6日までの基本方針を改定いたしましたので、お知らせいたします。

今後も国、県、市内の感染動向に注視しながら、その都度、本部員会議を開催し、基本方針を再確認してまいります。

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定
令和2年4月 8日改定

国の専門家会議の提言等における本市の地域区分は、直近の1週間において、感染者が確認されていない地域となる「感染未確認地域」にあたりと判断しますが、4月7日に国の緊急事態宣言を受け、引き続き、「3つの密」(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場)を避けるための取組等をより一層徹底する。

このことから、第6回本部員会議により、5月6日までの対応として、次のとおり基本方針を改定します。

1 感染予防対策の実施について（以下、「感染予防対策」とする。）

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染予防対策を講じ、「3つの密」を避けることとする。

ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようにする。

イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。

ウ 換気を十分に行う。

エ 多くの人々が密集することのないようにする。

オ 多くの人々の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。

（ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等）

2 イベント等の開催について

(1) 市及び市関係団体が主催するイベント等

参加人数に関わらず、感染の拡大を防止するため、中止又は延期とするとしてきたが、感染予防対策を講じた上で開催できるものとする。

ア 市内・県内の方を参加対象者とするイベント等

感染予防対策を講じて開催できることとする。

また、自治会及び自治会連合会の活動についても同様とする。

すでに中止又は延期等を決定した催しについては、その方針に基づき対応いただくこととする。

イ 参加対象者に県外の方を含むイベント等

緊急性がないものについては、延期又は中止を検討する。

やむを得ず実施する場合は、感染予防対策を最大限講じるものとする。

なお、感染予防対策を講じることができないものについては、延期又は中止とする。

(2) 民間団体が主催するイベント等

(1) の市の意向を伝える。

3 市民への呼びかけについて

(1) 最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での活動を避けるように呼びかける。

(2) 全ての年代の市民の皆さんに、不要不急な外出は控えることを呼びかける。

(3) 緊急事態宣言に指定された東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県への不要不急の移動は、特段の用事がない限り避けるよう、若者を含め、全ての市民に呼びかける。

(4) 東京都などの指定地域から本市に帰省や訪問された方は、既に感染している可能性が否定できないことから、周囲との接触機会を減らすよう呼びかけるとともに、指定地域からの帰省はできるだけ避けていただくよう呼びかける。

(5) 咳エチケットや手洗い等の励行等、個人でも感染予防対策をとることを呼びかける。

4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

市内の企業・事業所へは、厚生労働省や県が発信する情報等を適切に提供する。

また、1の感染予防対策の実施に加えて、風邪症状者への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワークや時差出勤等）の推進を要請する。

5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

ア 4月14日(火)から26日(日)まで、市内全小中学校を臨時休業とする。

10日(金)、13日(月)は、休業中の生活及び学習指導を行うため開校し、給食も実施する。

イ 保護者が仕事を休めないため、自宅等で過ごすことができない児童に対しては、小学校において放課後児童クラブまでの時間、自習体制ができるようにする。

ウ 児童生徒の健康観察、生活、学習状況の確認のため、各校で感染予防に十分配慮した上で、登校日等を設定して対応する。

エ 中学校の部活動は、休業中は中止とする。

(2) 放課後児童クラブについて

ア 4月14日(火)から26日(日)まで、市内全クラブを臨時休業とする。

イ 保護者の判断により、午後2時から午後6時15分までの間希望する児童の受入れを行う。

(3) 保育所及び認定こども園（保育部）について

ア 4月14日(火)から26日(日)まで、市内全公立園を臨時休業とする。

イ セーフティネットとして、保護者の判断により、午前7時15分から午後7時までの間希望する園児の受入れを行う。

ウ 民間の保育園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 幼稚園及び認定こども園（幼児部）について

ア 4月14日(火)から26日(日)まで、市内全公立園を臨時休業とする。

イ セーフティネットとして、保護者の判断により、午前8時30分から午後2時までの間希望する園児の受入れを行う。

ウ 預かり保育についても、保護者の判断により、午後2時から午後5時までの通常の預かり保育及び午前7時30分から午前8時30分と午後5時から午後6時までの朝夕の延長預かり保育において希望する園児の受入れを行う。

エ 民間の幼稚園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(5) 給食の対応について

ア 4月14日(火)から4月25日(土)までの間給食を中止する。

イ 小学校の自習に参加する場合は、弁当を持参する。

ウ 保育所、幼稚園及び認定こども園へ希望により登園する場合は、弁当、おやつを持参する。

(6) 子育て支援センター、笠原児童館について

4月14日(火)から26日(日)まで、臨時休業とする。

(7) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館について

ア 利用にあたっては、滞在時間の短縮を呼びかけるなど、感染予防対策を遵守する。

イ 市内で新型コロナウイルス感染者が出た場合、臨時休館とする。臨時休館の期間は、市の対策本部の方針を踏まえ決定する。

ウ 指定管理施設の月見の里学遊館、メロープラザは、上記ア・イを基本に指定管理者へ要請していく。(現在、主催事業は、中止し、貸し館業務は行っている。)

6 市内公共施設の利用について

(1) 不特定多数が利用するコミュニティセンター、メロープラザ等の市内公共施設について

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。

(2) さわやかアリーナ、風見の丘等の市内体育施設等について

(1)と同様とする。

7 この基本方針については、令和2年4月8日から5月6日までのものとする。

なお、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、基本方針を改定する。